

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書

ドバイにおいて大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十八条2の規定に鑑み、批准、受諾又は承認を条件として、同憲章に対する次の改正を採択した。

第一条

憲章第九条を次のように改める。

第九条 地域連合、特別取極

1 加盟国又は、加盟国の法令に反しない限り、その指定された事業体は、地域連合を設立し、及び郵便業務に関する特別取極を締結することができる。ただし、関係加盟国が締約国となっている文書の規定よりも公衆に不利な規定をその特別取極に入れないことを条件とする。

2 地域連合は、連合が開催する大会議、管理理事会、郵便業務理事会、小会議その他の会議にオブザーバーを派遣することができる。

3 連合は、地域連合の大会議、小会議その他の会議にオブザーバーを派遣することができる。

第二条 この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、二千二十七年一月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が憲章中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二千二十五年九月十九日にドバイで作成した。